

放課後ステップアップ事業 指導員

応募のしおり

平成 25 年 4 月 大阪市教育委員会

1. 放課後ステップアップ事業の趣旨

放課後の時間帯に、児童が授業で学習したことの復習・予習などを、指導員の支援のもとに行うのが「放課後ステップアップ事業」です。自主的な学習を支援することで、わかることの喜び、勉強の楽しさを味わうことができ、児童の学習意欲向上と自主学習習慣の定着につなげます。教員をめざす学生をはじめとした地域のみなさんに、指導員としてご協力いただき、教員との連携のもと、事業実施にあたっていただきます。

2. 活動内容

- ・児童の放課後学習の支援（教材準備、採点の支援、質問への対応、児童への励ましなど）

3. 活動時間等

活動時間 原則として週 2 回、1 回 3 時間（午後 2 時～5 時が目安）

詳細は学校との間で調整します。

活動期間 原則として 5 月～翌年 3 月（土・日曜日、長期休業中の活動はありません）

活動場所 大阪市立小学校（297 校）

報 償 金 1 時間あたり 900 円。交通費が発生する場合、1 日 460 円を上限に、報償金に加算します。指定の口座あて、翌月末日頃に振り込みます。総支給額の 10.21%を所得税及び復興特別所得税源泉徴収します。

4. 資格・免許・年齢・性別等

- ・18 歳以上で、児童と意欲的に関わっていただける方。採用にあたって、学校または大阪市教育委員会において簡単な選考を行います。

5. 保険加入

- ・活動中の事故に対応するため、保険に一括加入します。保険料は大阪市が負担します。

6. その他

- ・提出書類はお返しいたしません。
- ・指導員登録票等に記入していただいた指導員の個人情報については、個人情報保護法ならびに大阪市個人情報保護条例に基づき厳格に取り扱い、学校からの連絡、報償金の支払等、本市事業の遂行に必要な範囲で使用します。
- ・活動を通じて知り得た児童の個人情報その他一切の情報は外部に漏らしてはなりません。
- ・その他、活動にあたっては「放課後ステップアップ事業 指導員活動要領」のとおりとし、指導員登録手続時に、同要領への同意を誓約していただきます。
- ・住所等の連絡先、通勤経路、活動可能時間等に変更が生じる場合は、速やかに学校に申し出てください。

お問合せ先

・大阪市教育委員会事務局

指導部初等教育担当（学力向上グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3 階

電話 06-6208-9039